

○津和野町米価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

令和 8 年 10 月 1 日

告示第 71 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、昨今の米価の急激な高騰の影響を受けている本町で商工業事業等を行う事業の継続に意欲のある法人又は個人事業者(以下「事業者等」という。)を支援し、もって町内の経済振興を図り地域の活性化を推進するため、予算の範囲内において津和野町米価高騰緊急対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、津和野町補助金等交付規則(平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業者等の定義)

第 2 条 前条に規定する事業者等とは、令和 8 年10月 1 日現在において、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 中小企業基本法第 2 条第 1 項(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)に規定する事業者のうち、次のいずれかに該当すること

ア 町内で飲食業又は宿泊業を営む事業者

イ 本社又は本店が町内に所在し、米を原材料として飲食物を製造し販売する事業者

(2) 納期の到来した町税等を完納していること、又は担当課と納付について協議を行い、当該計画を適正に履行していること

(3) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しないこと

(4) 社会通念上不適切であると認められる事業者等でないこと

(補助金の額)

第 3 条 補助金の交付額は、直近の決算に基づき、1 年間に仕入れを行った米の精米に換算した数量に、1 キログラム当たり200円を乗じた額とする。ただし、仕入れ単価が1 キログラム当たり200円を下回る場合は、補助対象外とする。

2 1 事業者等の受けることのできる額は30万円以内とし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる取り扱いとする。

3 他の補助金等の交付を受けている又は受ける見込みである仕入れ経費は、補助対象外とする。

4 商工会は、第1項に規定する確認により該当期間の米の数量及び仕入れ額並びに仕入れ先が明らかとなった事業所等に対して、商工会長が別に定める証明書を発行するものとする。

5 事業者等は、前項に定める商工会による証明書の交付を受けるため、自己の責任において必要な関係根拠書類を整理した上で作成し、商工会に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請は、1補助対象者につき1回限りとし、補助金の交付を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、津和野町米価高騰緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年12月25日までに町長に提出しなければならない。

(1) 納税証明書(申請者の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。)

(2) 前条第4項に規定する商工会が発行する米仕入れに係る証明書

(3) 振込先口座のわかる通帳等の写し

(4) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないことの宣誓書

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町米価高騰緊急対策事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第6条 規則第10条に規定する補助金の実績報告は、第4条に規定する書類の提出をもって、その提出があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項に規定する通知の発出をもってその金額を確定し、申請者に通知したものとみなす。

3 申請者は、この事業に係る経理を明確にするとともに、関係帳簿を整理し5年間保存するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前2条に規定する通知を受けた申請者は、津和野町米価高騰緊急対策

事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求が適切であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(状況報告及び調査等)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、実施状況等についての報告を求め、必要な指摘を実施し、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合には、第5条に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 申請者の申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 申請時に宣誓した内容に違反したとき

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を期限を決めて返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 申請者が死亡したとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定により補助金の交付を行った者に係るこの告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する